

水戸市五軒町立体駐車場定期利用者募集要項（令和8年度）

1 募集概要

- ・利用開始日 令和8年9月1日（火）
- ・募集台数 平日利用 60 台 全日利用 30 台
 - ※定員に達した時点で受付を終了します。
 - ※キャンセル待ちは受け付けません。

2 月額使用料

- ・平日利用（平日定期駐車）…………… 9,000 円
- ・全日利用（普通定期駐車）……………14,000 円
 - ※平日利用は土日祝を除いた日のみ利用できます。
 - ※料金は前納となります（現金のみ）。
 - ※利用開始日が月の途中である場合は、当該月分は日割り計算を行います。

3 申込受付

- ・受付開始 令和8年7月15日（水）午前9時から ※先着順
- ・申込場所 水戸市五軒町立体駐車場管理事務所（五軒町1-6-46）
- ・申込みに必要なもの 免許証、車検証、定期駐車許可申請書（様式第1号）
- ・申込方法 次のいずれかの方法
 - (1) 駐車場管理事務所窓口で直接申請書の記入及び提出
 - (2) 事前に市ホームページから申請書を取得し、必要事項を記入のうえ駐車場管理事務所窓口へ提出
- ・申込に関する注意事項
 - (1) 受付開始前にお越しいただいても、受付開始時間（午前9時）までは申込み手続きを行うことはできません。
 - (2) 周辺道路での待機や路上駐車は、近隣の迷惑及び通行の妨げになるため御遠慮ください。
 - (3) 管理者が危険または交通の妨げになると判断した場合は、移動等をお願いすることがあります。
- ・申込受付後のスケジュール
 - (1)令和8年8月下旬 ※日時の詳細は、決まり次第御連絡します。
 - 駐車場管理事務所窓口にて、定期券の交付、月額使用料の納付（現金のみ）
 - ※申請書提出時（申込時）にお渡する、定期駐車許可書（様式第2号）を御持参ください。
 - (2)令和8年9月1日以降
 - 定期駐車利用開始

4 利用対象者

- ・定期駐車を利用できる者は、市内外を問わず、個人及び法人とします。

5 利用期間

- ・最短 1 か月から利用可能です。なお、利用開始日は月の途中の日を指定することができ、その利用開始月の料金は日割り計算とします。
- ・利用期間終了日は各月の末日とし、最長で当該年度末（令和 9 年 3 月 31 日）までとします。
- ・利用期間の更新は、利用期間終了日の 1 か月前からお手続きいただけます。
- ・更新のお手続きを行わずに利用期間が過ぎた場合は、新規での申請が必要となります。

【利用期間（例）】

- ・令和 8 年 9 月 1 日～令和 8 年 11 月 30 日
- ・令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- ・令和 8 年 10 月 10 日～令和 9 年 1 月 31 日 など

6 駐車区画等について

- ・駐車位置は指定しません。空いている区画を御利用いただけます。
- ・駐車可能な車両は、全長 6.0m 以内、全幅 2.7m 以内、車高 2.1m 以内、車両重量 2.0t 以内に限ります。

7 利用可能時間

- ・24 時間入出庫可能（午前 8 時から午後 11 時までは管理人常駐）

8 利用の中止及び還付

- ・利用期間満了日前に定期駐車の利用を中止する場合は、定期駐車変更（取消）申請書（様式第 4 号）の提出が必要となります。
- ・利用期間満了日前に定期駐車の利用を中止した場合は、既納の月額使用料のうち未利用月分のみを月単位で還付できます。

9 車庫証明（保管場所使用承諾証明書）について（希望者のみ）

- ・車庫証明の申請に必要な「保管場所使用承諾証明書」の発行を行います。発行を希望する方は、五軒町立体駐車場管理人にお申し出ください。なお、保管場所使用承諾証明書の発行は、定期利用の許可を受け、かつ月額使用料の納付が完了した方に限ります。

10 利用上の注意

- ・駐車位置の指定はできません。混雑状況によっては屋上階への駐車となる場合がございます。
- ・定期駐車許可を受けた車両以外での定期券の利用はできません。代車を使って駐車する場合は五軒町立体駐車場管理人にお申し出ください。
- ・住所、電話番号、車両、ナンバープレートの変更があった場合は、定期駐車変更（取消）申請書（様式第4号）の提出が必要です。
- ・定期券の譲渡及び賃借はできません。
- ・定期券を紛失された場合、再発行にお時間がかかりますので、取り扱いには十分御注意ください。
- ・平日定期の許可を受けた方が平日以外に駐車をした場合は、別途時間駐車の使用料が必要です。
- ・利用期間を過ぎた後、再度申込みをする際に、定期利用者が定員に達している場合は御利用できませんので御注意ください。
- ・駐車場内では管理者の指示に従ってください。
- ・車両の盗難、損傷及びその他の事故について、市及び指定管理者は、故意または重大な過失がある場合を除き責任を負いかねます。
- ・「満車」表示でも定期券をお持ちの方は御入庫いただけますが、一般利用者（時間駐車）の待機状況により入庫までお時間を要する場合がございます。
- ・その他、駐車場の利用にあたっては、水戸市駐車場条例、同条例施行規則及び駐車場管理規定を遵守してください。
- ・条例等に違反した場合は、定期利用の許可を取り消すことがあります。